

統合型リゾート (IR: Integrated Resort) ～ネバダ州のゲーミング (カジノ) に係る 法規制、規制当局の概要～

2014 年 11 月

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー
有限責任監査法人トーマツ パートナー
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

I. はじめに

ネバダ州では、1931 年にゲーミング (カジノ) が合法化されてから、ゲーミング (カジノ) 産業を主産業としており、ネバダ州議会は、経済及び州民の福利向上のため、州の政策としてゲーミング (カジノ) 産業を重視していくことを明示しています。ネバダ州法 (Nevada Revised Statutes) では、ゲーミング (カジノ) 産業の継続的成長のために社会的信頼が不可欠であるとしており、ゲーミング (カジノ) 産業の透明性を維持するため、ゲーミング (カジノ) に係る法規制を整備し、規制当局による監視・管理の下、その運営を行っています。

長い歴史を持つネバダ州のゲーミング (カジノ) に係る法規制、規制当局は、日本における法規制の整備や規制当局の設置に際して参考にされることが想定されます。

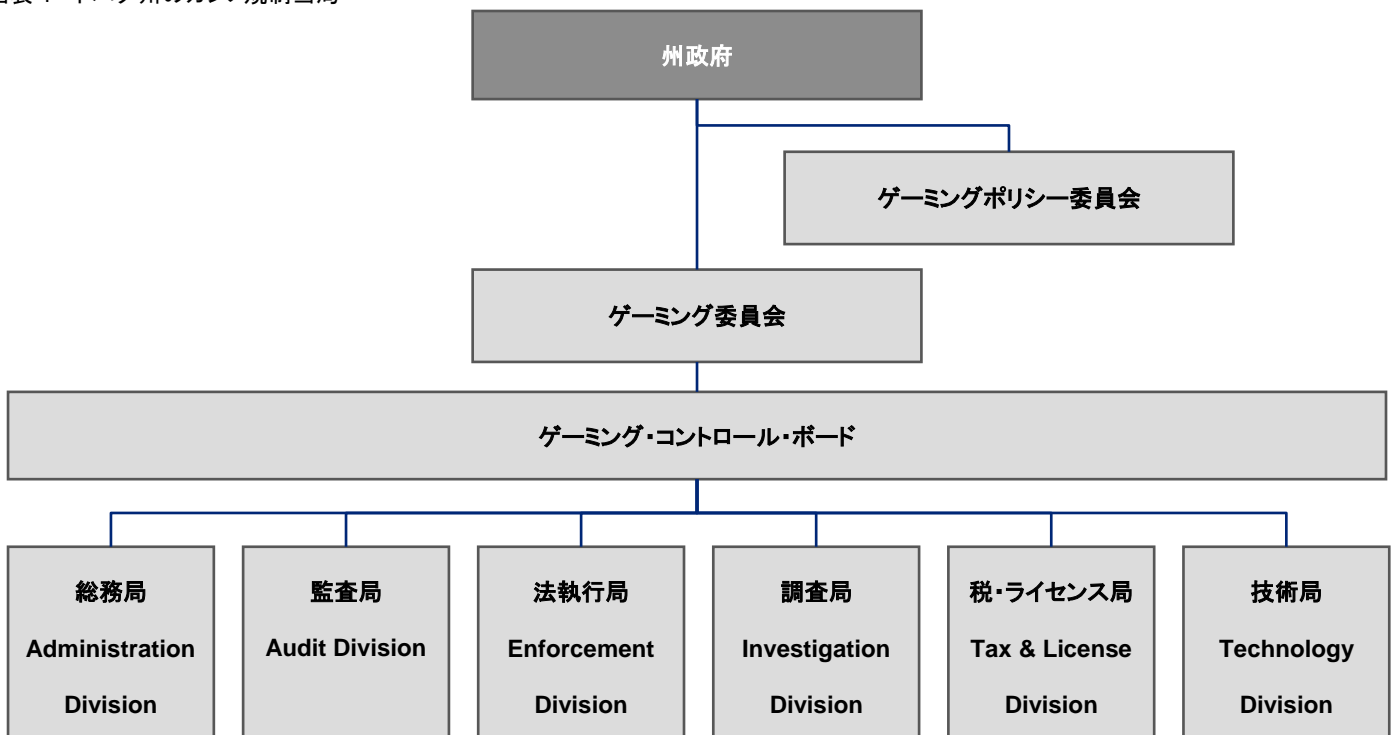
II. ネバダ州のゲーミング (カジノ) に係る法規制、規制機関の概要

ネバダ州では、ネバダ州法とゲーミング規則 (Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board) において、カジノに係る諸規制を規定しています。ネバダ州法は州政府、ゲーミング規則はゲーミング委員会 (Gaming Commission) によって制定されています。ネバダ州法では、ゲーミング (カジノ) 産業全般について規定しており、カジノ事業に関わる民間事業者のライセンス取得や保持、カジノ関連税、カジノ関連不正のほか、競馬や宝くじについても規定しています。ゲーミング規則は、ネバダ州法に規定されている項目をより具体的に規定しており、ゲーミング (カジノ) 事業の実施における実際の手続きや運用方法について規定し

ています。

ネバダ州には、ゲーミングポリシー委員会(Gaming Policy Committee)、ゲーミング委員会、ゲーミングコントロールボード(Gaming Control Board)があり、連携してゲーミング(カジノ)産業の監督・監視を行っています。ゲーミングポリシー委員会は、ネバダ州知事・ゲーミング委員会・ゲーミングコントロールボードの諮問機関としての役割を担い、ゲーミング委員会は、ネバダ州法の施行、ゲーミング規則の制定及びライセンス付与に係る最終承認等を行い、ゲーミングコントロールボードは、ネバダ州法およびゲーミング規則の施行、ライセンス付与に係る調査等を実施しています(図表 1 参照)。

図表 1 ネバダ州のカジノ規制当局



出典: Nevada Gaming Control Board "Divisions", Nevada Revised Statutes よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

ネバダ州では、カジノ事業に携わる法人・個人はライセンスの取得が義務付けられており、主にカジノ運営者、ゲーミング機器の製造事業者・販売事業者がライセンス取得の対象となっています。ライセンスには無制限ライセンスと制限ありライセンスの2種類があり、カジノ施設の規模に応じて、ライセンス種別が決定されます。ゲーミング委員会およびゲーミングコントロールボードは、申請書類をもとに厳格な調査・審査を実施し、ライセンス付与の最終判断を行います。

ネバダ州では、カジノ運営者に対してカジノ税が課税されます。カジノの売上高に対して毎月一定の税率で課税がされるほか、ゲームの種類やスロットマシンの台数に応じて、年間および四半期毎でライセンス料が徴収されます。

本記事に関して、より詳細な調査資料をご希望の場合は、以下までお問い合わせください。

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

info-irbg@tohmatu.co.jp

著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー

有限責任監査法人トーマツ パートナー

【経歴】

IRビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IRビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IRビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。

企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited